新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(抜粋)

令和2年3月28日(令和2年5月14日変更) 新型コロナウイルス感染症対策本部決定

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

(3)まん延防止

4)職場への出勤等

- ① 特定警戒都道府県は、事業者に対して、以下の取組を行うよう働きかけを行うものとする。
- ・ 職場への出勤は、外出自粛等の要請の対象から除かれるものであるが、 引き続き、「出勤者数の 7 割削減」を目指すことも含め接触機会の低減 に向け、在宅勤務(テレワーク)や、出勤が必要となる職場でもローテ ーション勤務等を強力に推進すること。
- ・ 職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低 減する取組を引き続き強力に推進すること。
- ・ 職場においては、感染防止のための取組(手洗いや手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用等)を促すとともに、「三つの密」を避ける行動を徹底するよう促すこと。
- ・ 別添に例示する国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う 事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、「三つの密」を避 けるために必要な対策を含め、十分な感染拡大防止対策を講じつつ、事 業の特性を踏まえ、業務を継続すること。
- ② 特定警戒都道府県以外の特定都道府県は、今後、持続的な対策が必要 になると見込まれることを踏まえ、事業者に対して、以下の取組を行う よう働きかけを行うものとする。

- ・ 引き続き、在宅勤務(テレワーク)を推進するとともに、職場に出勤 する場合でも、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤等の人との 接触を低減する取組を推進すること。
- ・ 職場においては、感染防止のための取組(手洗いや手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用等)を促すとともに、「三つの密」を避ける行動を徹底するよう促すこと。
- ・ 別添に例示する国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う 事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、「三つの密」を避 けるために必要な対策を含め、十分な感染拡大防止対策を講じつつ、事 業の特性を踏まえ、業務を継続すること。

(中略)

- 6) 緊急事態措置の対象とならない都道府県における取組等
 - ① 緊急事態措置の対象とならない都道府県は、今後、持続的な対策が必要になると見込まれることを踏まえ、住民や事業者に対して、以下の取組を行うものとする。その際、緊急事態宣言の期間中は、緊急事態措置を実施すべき区域が一部残っていること等を踏まえ、自粛要請等の緩和及び解除については、慎重に対応するものとする。

(中略)

・ 事業者に対して、在宅勤務(テレワーク)、時差出勤、自転車通勤等、人 との接触を低減する取組を働きかけるとともに、職場や店舗等に関して、 業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等を踏まえ、感染拡大防 止のための取組が適切に行われるよう働きかけること。

人との接触を8割減らす、10のポイント

別添2

緊急事態宣言の中、誰もが感染するリスク、誰でも感染させるリスクがあります。 新型コロナウイルス感染症から、あなたと身近な人の命を守れるよう、日常生活を見直してみましょう。

1 ビデオ通話で オンライン帰省

2 スーパーは1人 または**少人数で** すいている時間に

3 ジョギングは **少人数で**



公園は**すいた時間**、 場所**を選ぶ**

4

待てる買い物は

通販で



5 飲み会は

オンラインで



6 診療は遠隔診療

定期受診は間隔を調整



7

筋トレやヨガは

自宅で動画を活用



8 飲食は

持ち帰り、 宅配も



9 仕事は**在宅勤務**

通勤は医療・インフラ・ 物流など社会機能維持 のために



10

会話は **マスク**をつけて





<u>3つの<mark>密</mark>を</u> 避けましょう

- 1. 換気の悪い密閉空間
- 2. 多数が集まる密集場所
- 3. 間近で会話や発声をする密接場面

手洗い・ 咳エチケット・ 換気や、健康管理

も、同様に重要です。

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本:①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- □人との間隔は、<u>できるだけ2m(最低1m)</u>空ける。
- 口遊びにいくなら屋内より屋外を選ぶ。
- □会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 口外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用
- □家に帰ったらまず<u>手や顔を洗う</u>。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- □手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う(手指消毒薬の使用も可)
- ※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- □感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 口帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 口発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- □地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- □まめに**手洗い・手指消毒** □咳エチケットの徹底 □こまめに換気
- □身体的距離の確保 □ 「3密」の回避(密集、密接、密閉)
- □ 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養















外出控え

密集回避

接回避

Ě

咳エチケット

手洗い

(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 口通販も利用
- □1人または少人数ですいた時間に
- □電子決済の利用
- □計画をたてて素早く済ます
- ロサンプルなど展示品への接触は控えめに
- □レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- □公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 口筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ロジョギングは少人数で
- 口すれ違うときは距離をとるマナー
- □予約制を利用してゆったりと
- 口狭い部屋での長居は無用
- □歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- 口会話は控えめに
- □混んでいる時間帯は避けて
- 口徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 口持ち帰りや出前、デリバリーも
- □屋外空間で気持ちよく
- □大皿は避けて、料理は個々に
- 口対面ではなく横並びで座ろう
- □料理に集中、おしゃべりは控えめに
- 口お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- 口多人数での会食は避けて
- 口発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- □テレワークやローテーション勤務 □時差通勤でゆったりと □ オフィスはひろびろと
- 口会議はオンライン 口名刺交換はオンライン 口対面での打合せは換気とマスク
- ※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成予定

2020 年 5 月 4 日 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議 「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(抜粋)

(2)業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに関する留意点

- 今後、感染拡大の予防と社会経済活動の両立を図っていくに当たっては、特に事業者において提供するサービスの場面ごとに具体的な感染予防を検討し、実践することが必要になる。
- 社会にはさまざまな業種等が存在し、感染リスクはそれぞれ異なることから、業界 団体等が主体となり、また、同業種だけでなく他業種の好事例等の共有なども含め、 業種ごとに感染拡大を予防するガイドライン等を作成し、業界をあげてこれを普及 し、現場において、試行錯誤をしながら、また創意工夫をしながら実践していただく ことを強く求めたい。
- ここでは、各業種のガイドライン等の作成に当たって求められる基本的な考え方や留意点の例をまとめた。また、実際にガイドライン等を作成するに当たっては、適宜、感染管理にノウハウのある医療従事者などに監修を求めることにより、効果的な対策を行うことが期待される。
- O また、新型コロナウイルス感染症から回復した者が差別されるなどの人権侵害を 受けることのないよう、円滑な社会復帰のための十分な配慮が必要である。

(リスク評価とリスクに応じた対応)

- 事業者においては、まずは提供しているサービスの内容に応じて、新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である接触感染と飛沫感染のそれぞれについて、従業員や顧客等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討する。
 - ・ 接触感染のリスク評価としては、他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定する。高頻度接触部位(テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり・つり革、エレベーターのボタンなど)には特に注意する。
 - ・ 飛沫感染のリスク評価としては、換気の状況を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるかや、施設内で大声などを出す場がどこにあるかなどを評価する。

(各業種に共通する留意点)

○ 基本的には、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく感染拡大防止策を徹底することが重要である。例えば、人との接触を避け、対人距離を確保(できるだけ 2 mを目安に) することのほか、以下のものが挙げられる。

- ・ 感染防止のための入場者の整理(密にならないように対応。発熱またはその他の 感冒様症状を呈している者の入場制限を含む)
- 入口及び施設内の手指の消毒設備の設置
- マスクの着用(従業員及び入場者に対する周知)
- 施設の換気(2つの窓を同時に開けるなどの対応も考えられる)
- ・ 施設の消毒

(症状のある方の入場制限)

- 新型コロナウイルスに関しては、発症していない人からの感染もあると考えられるが、発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼びかけることは、施設内などにおける感染対策としては最も優先すべき対策である。また、状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限することも考えられる。
- ・ なお、業種によっては、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱に十分注意しながら、入場者等の名簿を適正に管理することも考えられる。

(感染対策の例)

- 他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にする。
- 複数の人の手が触れる場所を適宜消毒する。
- 手や口が触れるようなもの(コップ、箸など)は、適切に洗浄消毒するなど特 段の対応を図る。
- 人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。
- ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。
- 手洗いや手指消毒の徹底を図る。
- ※ 美容院や理容、マッサージなどで顧客の体に触れる場合は、手洗いをよりこまめにするなどにより接触感染対策を行う。(手袋は医療機関でなければ特に必要はなく、こまめな手洗いを主とする。)

(トイレ)(※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。)

- 便器内は、通常の清掃で良い。
- 不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行う。
- トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備する。
- ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止する。

(休憩スペース)(※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。)

- 一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにする。
- 休憩スペースは、常時換気することに努める。
- 共有する物品(テーブル、いす等)は、定期的に消毒する。
- 従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗いをする。

(ゴミの廃棄)

- 鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
- ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用する。
- マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う。

(清掃・消毒)

・ 市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃する。通常の清掃 後に、不特定多数が触れる環境表面を、始業前、始業後に清拭消毒することが重要 である。手が触れることがない床や壁は、通常の清掃で良い。

(その他)

- 高齢者や持病のある方については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、 サービス提供側においても、より慎重で徹底した対応を検討する。
- ・ 地域の生活圏において、地域での感染拡大の可能性が報告された場合の対応について検討をしておく。感染拡大リスクが残る場合には、対応を強化することが必要となる可能性がある。
- ※ 業種ごとに対応を検討するに当たっては、これまでにクラスターが発生している 施設等においては、格段の留意が必要である。

:令和2年 月

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

- 1 このチェックリストは、職場における<u>新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための基本的な</u> 対策の実施状況について確認いただくことを目的としています。
- 2 項目の中には、業種、業態、職種等によっては対応できないものがあるかもしれません。ですので、 すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありません。<u>職場の</u> 実態を確認し、全員(事業者と労働者)がすぐにできることを確実に実施いただくことが大切です。
- 3 確認した結果は、**衛生委員会等に報告**し、対策が不十分な点があれば調査審議いただき、改善に繋げてください。また、その<u>結果について</u>全ての<u>労働者が確認できるように</u>してください。

衛生委員会等が設置されていない事業場においては、事業者による自主点検用に用いて下さい。

※ 都道府県労働局、労働基準監督署に報告いただく必要はありません。

	項 目		確認		
感	染防止のための基本的な対策				
(1	(1)感染防止のための3つの基本:①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い				
	・人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空けることを求めている。		はい・いいえ		
	・会話をする際は、可能な限り真正面を避けることを求めている。		はい・いいえ		
	・外出時、屋内にいるときや会話をするときに、症状がなくてもマスクの着用を求めている。		はい・いいえ		
	・手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗うことを求めている(手指消毒薬の使用も可)。		はい・いいえ		
	·その他()	はい・いいえ		
(2)三つの密の回避等の徹底		•		
	・三つの密(密集、密接、密閉)を回避する行動について全員に周知し、徹底を求めている。		はい・いいえ		
	・咳エチケットを全員に周知し、徹底を求めている。		はい・いいえ		
	・こまめな換気について全員に周知し、徹底を求めている。		はい・いいえ		
	·その他()	はい・いいえ		
(3	- 3)日常的な健康状態の確認				
	・出勤前に体温を確認するよう全員に周知し、徹底を求めている。		はい・いいえ		
	・出社時等に、全員の日々の体調(風邪症状や発熱の有無等)を確認している。		はい・いいえ		
	·その他()	はい・いいえ		
(4	(4)一般的な健康確保措置				
	・長時間の時間外労働を避けるなど、疲労が蓄積しないように配慮している。		はい・いいえ		
	・十分な栄養摂取と睡眠の確保について全員に周知し、意識するよう求めている。		はい・いいえ		
	·その他()	はい・いいえ		

	項 目	確認	
(5)「新しい生活様式」の実践例で示された「働き方の新しいスタイル」の取組状況について		
	・「テレワークやローテーション勤務」を取り入れている。	はい・いいえ	
	・「時差通勤でゆったりと」を取り入れている。	はい・いいえ	
	・「オフィスはひろびろと」を取り入れている。	はい・いいえ	
	・「会議はオンライン」を取り入れている。	はい・いいえ	
	・「名刺交換はオンライン」を取り入れている。	はい・いいえ	
	・「対面での打合せは換気とマスク」を取り入れている。	はい・いいえ	
(6)新型コロナウイルス感染症に対する情報の収集		
	・国、地方自治体等のホームページ等を通じて最新の情報を収集している。	はい・いいえ	
	・その他(はい・いいえ	
2 愿	染防止のための具体的な対策		
(
	・①換気の悪い密閉空間、②多くの人が密集、③近距離での会話や発声の「3つ密」を同時に満たす行事等を行わないようにしている。	はい・いいえ	
	·その他(はい・いいえ	
(:	2)換気の悪い密閉空間の改善		
	・職場の建物が機械換気(空気調和設備、機械換気設備)の場合、建築物衛生法令の空気環境の基準が満たされている。	はい・いいえ	
	・職場の建物の窓が開く場合、1時間に2回程度、窓を全開している。	はい・いいえ	
	・電車等の公共交通機関の利用に際し、窓開けに協力するよう全員に周知している。	はい・いいえ	
	·その他(はい・いいえ	
(;	(3)多くの人が密集する場所の改善		
	・在宅勤務・テレワーク・ローテーション勤務などを推進している。	はい・いいえ	
	・時差通勤、自転車通勤、自家用車通勤などの活用を図っている。	はい・いいえ	
	・テレビ会議等により、人が集まる形での会議等をなるべく避けるようにしている。	はい・いいえ	
	・対面での会議やミーティング等を行う場合は、人と人の間隔をできるだけ2m(最低1m)空け、可能な限り真正面を避けるようにしている。	はい・いいえ	
	・接客業等について、人と人が対面する場所は、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽するようにしている。	はい・いいえ	
	·その他(はい・いいえ	
(,	1)接触感染の防止について		
	・物品・機器等(例:電話、パソコン、デスク等)については、複数人での共用をできる限り回避するようにしている。	はい・いいえ	
	・事業所内で労働者が触れることがある物品、機器等について、こまめに消毒を実施することとしている。	はい・いいえ	
	·その他(はい・いいえ	

	項 目	確認		
(5	5)近距離での会話や発声の抑制			
	・職場では、人と人との間に距離をなるべく保持するようにしている。	はい・いいえ		
	・外来者、顧客、取引先との対面での接触をなるべく避けるようにしている。	はい・いいえ		
	·その他(はい・いいえ		
(6	ら)トイレの清掃等について			
	・不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行うこととしている。	はい・いいえ		
	・トイレの蓋を閉めて汚物を流すように表示している。	はい・いいえ		
	・ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備している。	はい・いいえ		
	・ハンドドライヤーは止め、共通のタオルを禁止している。	はい・いいえ		
	·その他(はい・いいえ		
	※ 便器内は通常の清掃でよい。			
(7	/)休憩スペース等の利用について			
	・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにしている。	はい・いいえ		
	・休憩スペースは常時換気することに努めている。	はい・いいえ		
	・休憩スペースの共有する物品(テーブル、いす、自販機ボタン等)は、定期的に消毒をしている。			
	・休憩スペースへの入退室の前後に手洗い又は手指の消毒をしている。			
	・社員食堂での感染防止のため、座席数を減らす、昼休み等の休憩時間に幅を持たせている。	はい・いいえ		
	・社員食堂では感染防止のため、トングやポットなどの共用を避けている。	はい・いいえ		
	・その他の共有の施設について、密閉、密集、密接とならないよう利用方法について検討している。	はい・いいえ		
	·その他(はい・いいえ		
(8)ゴミの廃棄について			
	・鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛ることとしている。	はい・いいえ		
	・ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用することとし、作業後は必ず石けんと流水で手洗いをすることとしている。	はい・いいえ		
	·その他(はい・いいえ		
風	l.邪症状が出た場合等の対応			
	・風邪症状等が出た場合は、「出勤しない・させない」の徹底を全員に求めている。	はい・いいえ		
	・「新型コロナウイルス感染症についての相談の目安」や最寄りの「帰国者・接触者相談センター」を全 員に周知している。	はい・いいえ		
	·その他(はい・いいえ		

		項目	確認		
4	新型コロナウイルスの陽性者や濃厚接触者(以下「陽性者等」)が出た場合等の対応				
	(1)	(1)陽性者等に対する不利益取扱い、差別禁止の明確化			
		・新型コロナウイルスの陽性者等であると判明しても、解雇その他の不利益な取扱いを受けないこと及び差別的な取扱いを禁止することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ		
	(2)陽性者等が出た場合の対応			
		・新型コロナウイルスに陽性であると判明した場合は、速やかに事業場に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ		
		・新型コロナウイルスに陽性であると判明した第三者との濃厚接触があり、保健所から自宅待機等の措置を要請された場合は、速やかに事業場に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ		
		・新型コロナウイルスに陽性であるとの報告を受け付ける事業場内の部署(担当者)を決め、全員に周知している。また、こうした情報を取り扱う部署(担当者)の範囲を決め、全員に周知している。	はい・いいえ		
		・新型コロナウイルスに陽性である者と濃厚接触した者が職場内にいた場合にどのような対応をするかルール化し、全員に周知している。	はい・いいえ		
		・職場の消毒等が必要になった場合の対応について事前に検討を行っている。	はい・いいえ		
		·その他(はい・いいえ		
	(3)その他の対応			
		・濃厚接触者への対応等、必要な相談を受け付けてくれる「保健所」、「帰国者・接触者相談センター」を確認してある。	はい・いいえ		
		·その他(はい・いいえ		
5	感染防止に向けた行動変容				
		・事業場のトップが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組むことを表明している。	はい・いいえ		
		・安全衛生委員会、衛生委員会等の労使が集まる場において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止をテーマとして取り上げ、事業場の実態を踏まえた、実現可能な対策を議論している。	はい・いいえ		
		·その他()	はい・いいえ		

※ ご不明な点がございましたら、お近くの労働局又は労働基準監督署の安全衛生主務課にお問い合わせください。

R2.5.14版

新型コロナウイルスの陽性者等が発生した場合における 衛生上の職場の対応ルール (例)

- ※ この対応ルール(例)は、職場に新型コロナウイルスの陽性者や濃厚接触者が発生した場合の対応に当たって参考となるよう、企業の取組事例を取りまとめたものです。職場の実態に応じて、ご活用ください。
- ※ 職場の対応ルールを定めた場合には、事業場の掲示板等に掲示するとともに、メールや 社内のイントラネット等の複数の媒体で労働者に周知願います。
- 1 労働者が陽性者等であると判明した場合の事業者(社内担当者)への報告 に関すること
- (1) PCR検査等を実施することが決定した段階で、速やかに所属長に報告する。また、検査の結果が判明した際には、その結果を速やかに所属長に報告する(結果が陰性であった場合も含む)。
- (2)報告を受けた所属長は、事業場の人事担当部門(新型コロナウイルス対策本部や対応窓口が設置されている場合には当該部門)に報告する。
- (3)健康情報の取扱いは、必要最小限の関係者に限るものとする。
 - ※ 健康情報取扱規程を定めている場合には、その取扱に準じて健康情報の取扱を行 う関係者を定めることとする。
- 2 労働者が陽性者等であると判明した場合の保健所との連携に関すること 労働者が陽性者等であると判明した場合には、濃厚接触者の自宅待機など の保健所の指示に従うとともに、保健所による積極的疫学調査が実施される 場合に備え、事業場ごとに保健所との窓口となる担当者を決めておく。ま た、陽性者等の勤務状況や在籍する部署の座席表、フロアの見取り図を準備 しておく。
- 3 職場の消毒等が必要になった場合の対応に関すること 職場の消毒等については、保健所等より指示がある場合にはその指示に従 い、特段の指示が無い場合には、以下の方法によって実施する。
- (1)消毒を行う箇所
 - ① 陽性者等の執務室 パソコン、タブレット、電話、FAX、コピー機などの電子機器、陽性

者等の椅子や机、キャビネット、ドアノブ、照明スイッチ、床面や壁など 陽性者等が接触したと考えられる筒所

② 食堂、ロッカールーム、トイレなどの共有スペース 食堂の椅子やテーブル、会議室の椅子やテーブル、ロッカールームのド アノブや照明スイッチ、階段の手すり、トイレの便座など陽性者等が接触 したと考えられる筒所

(2) 使用する消毒液及び使用方法

陽性者等の周囲の高頻度接触部位などは、消毒用アルコール又は 0.05%の次亜塩素酸ナトリウムによる清拭で高頻度接触面や物品等を消毒する。陽性者由来の液体(痰、血液、排泄物など)が付着した箇所の消毒については、消毒用エタノールや 0.05~0.5%次亜塩素酸ナトリウムで清拭又は 30 分間浸漬する。

(3) 消毒時に使用する保護具

清掃、消毒を行う者は、手袋、マスク、ゴーグル等の眼を防護するものなどの保護具を着用する。清拭には使い捨てのペーパータオルなどを用いる。また、手袋は滅菌したものでなくても差し支えないが、頑丈で水を通さない材質のものを用いる。

(4)消毒後の手指の衛生

消毒の実施後は、手袋を外した後に流水・石鹸による手洗い、手指消毒用 アルコール等による手指の衛生を必ず行う。

別添7

新型コロナウイルス感染症による労働災害も 労働者死傷病報告の提出が必要です。

従業員が新型コロナウイルス感染症により休業された事業者の皆様へ

労働者が<u>就業中に新型コロナウイルス感染症に感染・発症し、</u> 休業した場合には、労働者死傷病報告の提出が必要となります。

事業場で働く<u>従業員の皆様が新型コロナウイルス感染症により</u> 休業した場合には、<u>遅滞なく、事業場を所轄する労働基準監督署</u> に労働者死傷病報告を提出してください。

※ ご提出の際は、電子申請や郵送の積極的な活用をお願いいたします。

事業者は、以下のような場合には、<u>遅滞なく、労働者死傷病報告を労働基</u> 準監督署長に提出しなければなりません。

(労働安全衛生法第100条、労働安全衛生規則第97条)

- (1)労働者が労働災害により死亡し、又は休業したとき
- (2) 労働者が就業中に負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したとき
- (3) 労働者が<u>事業場内又はその附属建設物内で</u>負傷、窒息又は急性中毒により<u>死亡し、</u> 又は休業
 - ※ 労働者死傷病報告を提出せず、若しくは、虚偽の報告をした場合は、いわゆる「労災かくし」として、50万円以下の罰金に処されることがあります。

「労働者死傷病報告はどうやって作成すればいいの?」

労働者死傷病報告は、定められ た様式(OCR式帳票)を用いて作 成する必要があります。

専用の様式は、最寄りの労働基 準監督署で配布しているほか、

「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」により、インターネット上で簡単に入力し、作成した帳票を印刷することができます。



https://www.chohyo-shien.mhlw.go.jp/

⇒ 新型コロナウイルス感染症による場合の記載例はウラ面参照

~職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するために~ チェックリストを活用し、職場における感染拡大防止のための基本 的な対策の実施状況についてご確認ください。



https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/000622716.pdf#page=36



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

労働者死傷病報告

式、第23 号 (第97 余) 関係) (表面) 「労働保険番号 (建設業の工事に従事する下請人の労働者が被災した場合、元請人の労働保険番号を記入すること。) 事業の種類
カナコウセイカイロウドウビョウイン
医療法人 (5) (5) (6) (7) (8)<
職員記入欄 「議員記入欄 「「議員の事業の 労働保険番号」 「「報告する必要が 本日本大
千代田区霞ヶ関○-○-○ 電話 03 (××××) ▲▲▲
新 便 番 号
被 災 労 働 者 の 氏 名 姓と名の間は1文字空けること 生 年 月 日 性 別
でください。 ※医師の診断結果が記載例と異 を がいる。 ※医師の診断結果が記載例と異 を を を を を を を を を を を を を を を を を を を
株業見込期間又は死亡目時(死亡の場合は死亡間に〇)
(株業
①どのような場所で ②どのような作業をしているときに ③どのような物又は環境に ④どのような 不安全な又は有害な状態があつて ⑤どのような災害が発生したかを詳細に記入すること。
教急病棟に勤務中、○月○日に教急患者 (後日、PCR検査の結果陽性判定)の吸 ででき事項がなけれ
引処置に当たった看護師に4月1日から発 ば <u>記載不要です。</u>
熱の症状が見られたため、PCR検査を実 施したところ、4月2日に陽性判定となり、 <u>感染から発症までの</u>
同日から入院したもの。 <u>経緯を簡潔に記入</u> し 勤務中は防護衣とマスクを着用していた。 ^{てください。}
国籍・地域コード 在留資格コード 労働者が外国人である場合のみ記入すること。
国籍・地域
A
職 氏 名 事務 で 厚生 へ即 しし し など、報告権限を有する方が記入てください。
和 2 年 4 月 1 0 日 記名・押印に代

霞ケ関 労働基準監督署長殿

事業者職氏名 医療法人 厚生会労働病院